

認定社会福祉士制度 スーパービジョンに関する規則

2015年6月14日

規則第1号

沿革 2016年6月5日改正

2017年6月11日改正

2017年8月5日改正

(目次)

- 第1章 総 則
 - 第2章 スーパービジョン企画運営委員会
 - 第3章 スーパーバイザー
 - 第1節 スーパーバイザー登録
 - 第2節 スーパーバイザーへの支援
 - 第4章 スーパービジョンの実施
 - 第5章 苦情対応
 - 第1節 苦情対応機関
 - 第2節 苦情の範囲
 - 第3節 苦情申立の手続き
 - 第6章 補 則
- 附則

第1章 総 則

(目的)

第1条 認定社会福祉士認証・認定機構定款（2011年10月30日制定）第4条第1項第2号の規定に基づき、認定社会福祉士及び認定上級社会福祉士の認定要件となるスーパービジョンに必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則においてスーパービジョンとは、認定社会福祉士制度の資格取得のため認定社会福祉士認証・認定機構（以下「機構」という。）が定めるスーパービジョン実施要綱（2012年要綱第2号）の規定に基づき行われるものをいう。

第2章 スーパービジョン企画運営委員会

（スーパービジョン実施に係る企画運営委員会）

第3条 スーパービジョンに関する事項の審議を行うために、機構内にスーパービジョン実施に係る企画運営委員会（以下「企画運営委員会」）を置く。

第4条 企画運営委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) スーパーバイザーの登録に関すること
- (2) 認定社会福祉士の認定、更新及び再認定の要件であるスーパービジョンの実施に関すること
- (3) 認定上級社会福祉士の認定、更新及び再認定の要件であるスーパービジョンの実施に関すること

（構成・任期・委員長）

第5条 企画運営委員会は、機構長が会員の構成員及び学識経験者の中から選任し、理事会の承認を経て委嘱した委員をもって構成する。

第6条 企画運営委員会は、7名以上の委員をもって構成する。

2 委員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

3 委員長は、原則として理事より選任する。

(定足数)

第7条 企画運営委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

(議事録)

第8条 企画運営委員会の委員長は、議事録を作成しこれを保管しなければならない。

(スーパーバイザー登録審査員)

第9条 機構は、スーパーバイザー登録の審査のため、スーパーバイザー登録申請審査員を置く。

2 スーパーバイザー登録申請審査員は、理事会が選任し、機構長が委嘱する。

第10条 審査員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

2 審査員の氏名は、任期中は非公開とする。

第3章 スーパーバイザー

第1節 スーパーバイザー登録

(名簿登録)

第11条 認定社会福祉士制度におけるスーパービジョン実績の単位となるスーパービジョンを実施しようとする者は、機構にスーパーバイザー登録をしなければならない。

2 機構にスーパーバイザー名簿登録をしている者を「認定社会福祉士認証・認定機構登録スーパーバイザー」という。

(スーパーバイザーの登録要件)

第12条 スーパーバイザー登録をしようとする者は、スーパーバイザー登録申請をしなければならない。

(委任)

第13条 スーパーバイザー登録に必要な事項は別に定める。

【補足説明】スーパーバイザー登録規程（2017年規程第1号）2017年8月5日施行

【補足説明】経過措置期間におけるスーパーバイザー登録規程（2013年規程第2号）2017年8月5日廃止

第2節 スーパーバイザーへの支援

第14条 機構は、スーパーバイザー確保等のため、スーパーバイザーに必要な支援を行うことができる。

第3節 スーパーバイザーの評価

第15条 機構は、スーパーバイザーの質の担保のため、スーパーバイザーの評価を実施することができる。

第4章 スーパービジョンの実施

第1節 スーパービジョンの実施

第16条 スーパービジョンの実施について必要な事項は別に定める。

【補足説明】スーパービジョン実施要綱（2012年要綱第2号）

第2節 スーパービジョンの実施にあたっての遵守事項

（遵守事項）

第17条 スーパーバイザーは、スーパービジョンの実施にあたって次に定める事項を遵守するものとする。

- (1) 社会福祉士の倫理綱領及び社会福祉士の行動規範
- (2) スーパーバイザーの行動規範
- (3) 契約書及び覚書で締結した事項

第18条 スーパーバイザーは、スーパービジョンの実施にあたって次に定める事項を遵守するものとする。

- (1) 社会福祉士の倫理綱領及び社会福祉士の行動規範
- (2) 契約書及び覚書で締結した事項

第5章 苦情対応

第1節 苦情対応機関

（苦情対応委員会）

第19条 スーパービジョンの実施に関する苦情に対する審査を行うための委員会として、苦情対応委員会を置く。

- 2 苦情対応委員会は、原則として5名の委員をもって構成する。
- 3 前項の委員は、スーパーバイザー推薦団体から選出し、機構長が委嘱する。
- 4 前2項の規定に関わらず、機構長が必要と認めるときは、委員を追加することができる。
- 5 委員の任期は、2年間とする。ただし、再任することを妨げない。

（委員長）

第20条 苦情対応委員会に委員長1名を置く。

- 2 委員長は、委員の互選で選任する。
- 3 委員長は、苦情対応委員会の職務を管掌する。

（代理の禁止）

第21条 委員は、代理をもってこれに充てることはできない。

（定足数）

第22条 苦情対応委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

（議決）

第23条 苦情対応委員会の決定は、出席委員の過半数をもってこれを行い、可否同数の時は委員長が決定する。

（苦情対応窓口）

第24条 苦情対応窓口は、機構事務局とする。

第2節 苦情対応の範囲

（苦情の範囲）

第25条 機構のスーパーバイザー名簿登録者から認定社会福祉士制度で定めるスーパービジョンを受けるスーパーバイザーは、次の各号に掲げる場合に該当するときは、苦情申立をすることができる。ただし、スーパーバイザーは、原則として苦情申立をする前にスーパーバイザー

に改善の申し入れを行い、改善等がなされなかった場合についてのみ苦情申立をすることができるものとする。

- (1) 契約どおりにスーパービジョンが実施されなかったとき。
- (2) 理由を明らかにして契約解除を申し入れても、スーパーバイザーが契約解除に応じないとき。

第3節 苦情対応の方法

(申立権者)

第26条 苦情申し立てができる者は、機構のスーパーバイザー名簿登録をしている者から認定社会福祉士制度で定めるスーパービジョンを実施するスーパーバイザーとする。

(申立方法)

第27条 苦情申立は、文書をもって行う。

(審査開始)

第28条 苦情対応委員会は、受付した苦情申立に対し、第25条に定める苦情の範囲に該当するか否かを確認し、原則として、苦情申立書の受理日から30日以内に苦情申し立ての審査を開始するか、開始しないかを決定する。

- 2 苦情対応委員会は、審査を開始する決定をした場合には、その事実を申立人及び被申立人に、審査を開始しない決定をした場合には申立人に通知する。

(調査)

第29条 苦情の調査は、当該スーパーバイザーの推薦団体が行う。

(審査及び報告)

第30条 苦情対応委員会は、前条の調査結果をもとに審査し、審査に関する報告書を作成し、理事会へ提出する。

- 2 審査において、苦情に対する改善ができる場合は、改善案を報告書に含めるものとする。
- 3 審査において、スーパーバイザーの登録の停止もしくは取り消しの必要がある場合は、その旨を理事会に提案する。

(審議)

第31条 理事会は、苦情対応委員会の提案を尊重しつつこれを審議し、苦情申立に対する裁決を決定する。

- 2 理事会は、裁決の決定の前に、被申立人に対し、弁明の機会を設けることができる。
- 3 前項の弁明は、口頭及び書面で行うことができる。

(通知)

第32条 理事会は、審議の結果を申立人及び被申立人に通知し、当該スーパーバイザーの推薦団体へ報告する。

(不服申立及び再審査請求)

第33条 被申立人は、処分の決定通知を受けた後30日以内に不服申立ができる。

- 2 申立人は、処分の決定通知を受けた後30日以内に再審査請求ができる。
- 3 不服申立及び再審査請求は、本機構機構長に行う。
- 4 第1項及び第2項に定められた期間内に不服申立及び再審査請求がなされなかったときは、決定は確定する。

(執行停止)

第34条 被申立人による不服申立及び申立人による再審査請求の審査がなされている間は、決定の執行を停止する。

(特別委員)

第 35 条 被申立人からの不服申立及び申立人による再審査請求がなされた場合、本機構機構長は苦情対応委員とは別に特別委員を指名することができる。

2 受け付けた不服申立及び再審査請求について、特別委員は関係書類を吟味し、本機構機構長と協議し、再度の議決の必要性の有無を判断する。

3 再度の議決が必要と認めるときは、特別委員は特別に調査を実施し、速やかに報告書を本機構機構長に提出する。

(再度の議決)

第 36 条 不服申立及び再審査請求による再度の議決の手続きについては、第 31 条を準用する。

2 再度の議決により処分は確定する。

(公表)

第 37 条 理事会は、審議の結果について、必要に応じて公表する。公表の範囲及び方法については、別に定める。

第 6 章 補 則

(改廃)

第 38 条 この規則の変更は、総会の決議を経るものとする。

(委任)

第 39 条 この規則に定めるものの他、スーパービジョンの実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規則は、総会の承認の日（2015 年 6 月 14 日）から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この規則の施行の日以前に行われていたスーパービジョンの取り扱いは別に定める。

附 則

この規則は、総会の承認の日（2016 年 6 月 5 日）から施行する。

附 則

この規則は、総会の承認の日（2017 年 6 月 11 日）から施行する。

(参考)

苦情審議の流れについて

